



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…

告示

●東京都告示第七百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年五月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

昭島市中神町字東新畑千二百六十四 令和三年四月五
番三及び千二百七十八番一の各一部、日
千二百八十一番一、千二百八十三番
一、同番三並びに築地町字沖ノ原三
百四十五番一、三百七十一番一及び
三百七十二番一の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第七百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

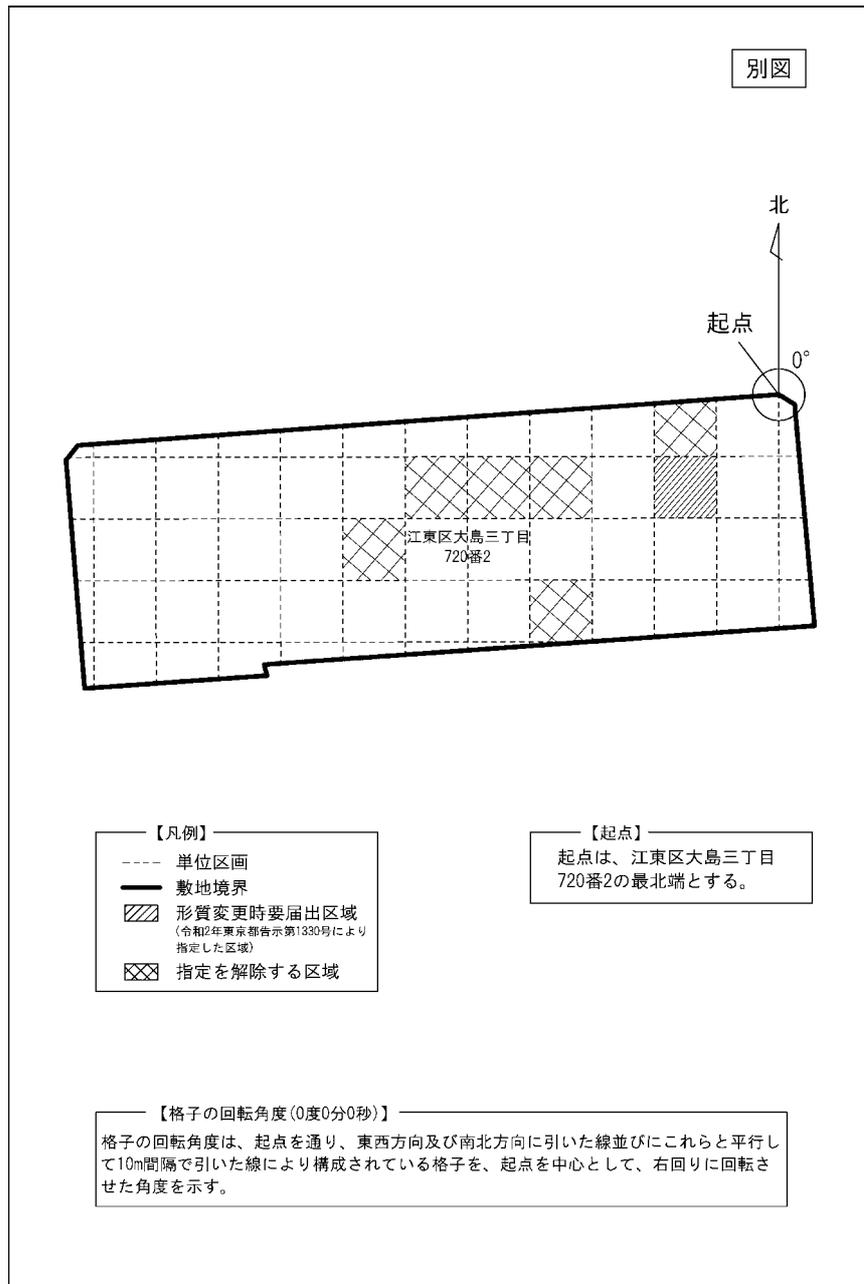
令和三年五月十日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区大島三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第七百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第百三十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月十日

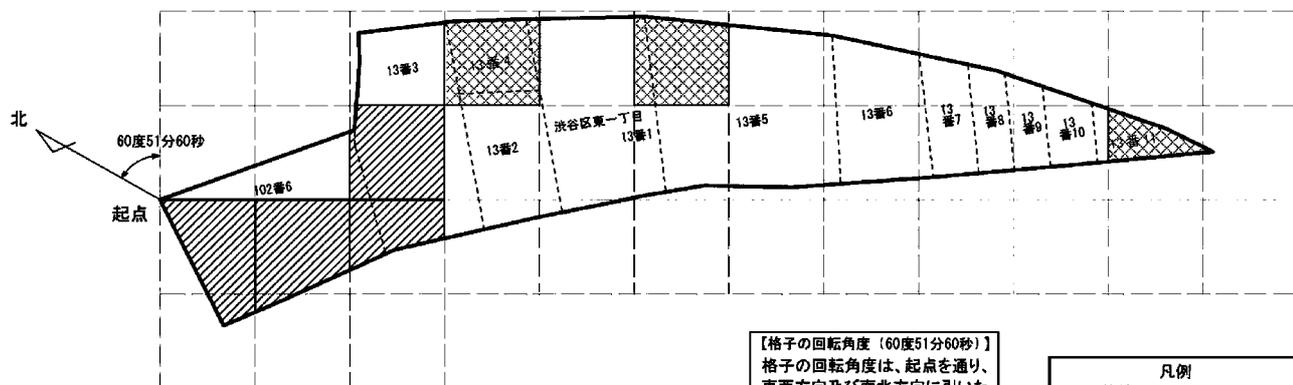
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区東一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、渋谷区東一丁目102番6
 の最北端とする。

【格子の回転角度 (60度51分60秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m間
 隔で引いた線により構成されて
 いる格子を、起点を中心として、
 右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例
- : 筆境界
 - : 単位区画
 - ▭ : 調査対象地
 - ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第
103号により指定した区域)
 - ▩ : 指定を解除する区域

●東京都告示第七百十七号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第
 四項の規定により、令和二年東京都告示第千四百三十七号
 により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
 五項において準用する同条第二項の規定により、次のとお
 り告示する。

令和三年五月十日

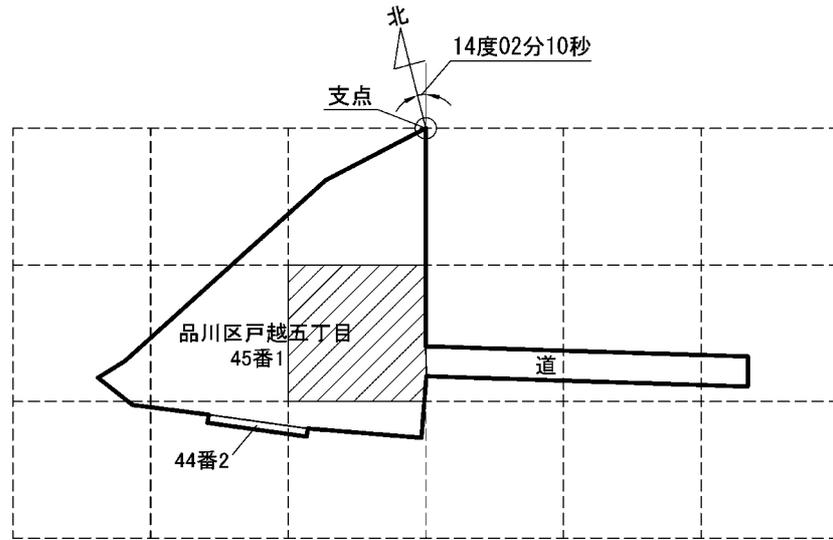
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (品川区戸越五丁
 目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
 九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

支点
 支点は、品川区戸越五丁目45番1の最北端とする。

格子の回転角度(14度02分10秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年五月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市中町二丁目二千四百十五番一、二千四百四十六番二十七の一部、同番三十五、同番三十六及び同番六十四の一部
 立川市高松町三丁目二十九番十七号
 三緯地所株式会社
 代表取締役 鈴木 等

東久留米市柳窪四丁目三百一
 武蔵野市境二丁目二番二
 株式会社飯田産業
 代表取締役 千葉雄二郎

調布市染地一丁目九番六及び同番四十四から同番四十九まで
 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号
 株式会社イーカム
 代表取締役 角田 満

東村山市秋津町二丁目十番十五
 大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
 積水ハウス株式会社
 代表取締役 仲井 嘉浩

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

<p>舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年五月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和三年五月十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区岡野一丁目三番地三(株式会社くりこ) ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 藤森 敏和(株式会社シエルガーデン) ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 稲富 仁(株式会社シエルガーデン) ほか</p> <p>十四 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>十五 届出日 令和三年四月一日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 令和三年五月十日から同年九月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 店舗内の歩行者と車の動線が交差し、買い物客の危険性があるため、歩車分離をしてほしい。歩行者用の通路を分離し、敷地内東側に設けることを求める。</p> <p>ウ 収受日 令和三年三月八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>一 店舗名 株式会社ルミネ立川店</p> <p>二 店舗所在地 立川市曙町二丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社ルミネ</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 新井 良亮</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 森本 雄司</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ニュー・クイックほか百六十三名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか百六十四名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデンほか五十一名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区浅間町一丁目十一番八号(株式会社くりこ) ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和三年五月十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称)いなげや東恋ヶ窪店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一 ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p>	<p>一 店舗名 (仮称)いなげや東恋ヶ窪店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一 ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 店舗に入店する際、歩行者と車の通路が一本しかなく、多くの危険性を孕んでいると思われるので、歩行者通路を別に作って欲しい。</p> <p>ウ 収受日 令和三年三月十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>

六 縦覧期間

令和三年五月十日から同年六月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

(仮称) いなげや東恋ヶ窪店

二 店舗所在地

国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一
ほか
株式会社いなげや

三 設置者名

株式会社いなげや

四 意見書

ア 提出者及び住所

個人
国分寺市在住

イ 概要

(ア) 荷さばき車両の出入りが、早朝から夜遅くまで実施予定となっているが、近隣居住者への騒音、光害などの影響が大きい。近隣のいなげや店舗との連携による荷さばき車両の集約等により、出入りの頻度の削減や昼間時間帯への集約を行い、騒音及び光害防止を図ることを求める。

(イ)

各出入口の防犯対策については、誰がどのように行うのかを明らかにした上で、防犯対策に努めること。また、駐車場は有料での申請となっているが、支払う場所や方法について明らかにし、渋滞等が発生しないように対応すること。

(ウ)

従業員用のバイク及び自転車の駐輪場を確保すること。

ウ 収受日

令和三年三月十五日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興

六 縦覧期間

課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
令和三年五月十日から同年六月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

